香川地方最低賃金審議会 第2回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開	催	日	時	令和3年7月27日 13時50分~15時19分		
開	催	場	所	高松サンポート合同庁舎 北館702会議室		
				公益を代表する委員	出席3人	定数3人
出	席	状	況	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
				使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主	要	議	題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 香川県最低賃金額改正の審議について		
議	事	要	凹口			

- 1 最低賃金に関する基礎調査結果の概要について事務局より説明した。
- 2 香川県最低賃金額の審議

労働者側: 第1回提示額 時間額880円(60円引上げ)

根拠:第2回本審で提出した意見書でも示した「誰もが1,000円」を早期に目指すことを基本とすると、現在の香川県最賃との差額は、1,000円-820円=180円。「早期」の程度は、一般的な企業の経営計画から3年が相応と考えて、1年間の引上げ額は、180円÷3年=60円。

労働者側 : 第2回提示額 時間額867円(47円引上げ)

根拠:連合香川の2021年春季生活闘争6月1日回答集計において妥結結果(地場組合・99名以下)が7,023円、香川県統計調査課が発表している毎月勤労統計調査の令和3年4月分一人平均月間総実労働時間が147.5時間で、これを150時間に換算して、7,023円 \div 150時間=46.82円 → 47円。

使用者側: 第1回提示額 時間額822円(2円引上げ)

根拠:3要素のうち、賃金支払能力に焦点を当てるべきである。新型コロナウイルス感染症が未だ深刻な状況にある中、政府に追随した最大の引上げ額は全く理解できない。コロナの影響は業界によって差があり、影響を受けている業界を考慮してほしい。今は、雇用維持と事業存続を最優先すべきである。現状維持としたいところだが、昨年度と同額の2円。

使用者側 : 第2回提示額 時間額824円(4円引上げ)

根拠:第4表Cランクの賃金上昇率が0.5%であることから、820円×0.5%=4.1円 → 4円。

双方とも提示済金額の変更には至らず、次回の専門部会までに双方に再考を促し、 引き続き審議することとなった。

第3回専門部会は、令和3年8月4日13時15分から開催することを確認した。